

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 3 月 17 日
開会時刻	午前 11 時 24 分
閉会時刻	午前 11 時 32 分
出席委員名	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
	世古口新吾
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	加藤 寿人
審議議案	地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正 (案) について
説明者	総務部長、総務課長、職員課長、課税課長、収税課長、 情報戦略局長、企画調整課長、財政課長
	ほか関係参与

審議結果並びに経過

品川委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前11時24分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について】

◎品川幸久委員長

それでは、「地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

総務部長。

●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長仰せの「地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」でございます。

これは、現在、地方税法等の一部を改正する法律案が、国会で審議中でありまして、法案には、その施行が平成27年4月1日から施行となる内容が含まれております。

この法案は、3月末成立見込みとなることから、伊勢市市税条例等の一部を改正する必要が生じますが、一部改正案を市議会に御提出する時間的な余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきたく、御協議を

お願いするものでございます。

何とぞ御理解賜りたいと存じます。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

課税課長。

●石田課税課長

それでは、地方税法等の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正案の概要につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

まず、資料の1番でございますが、これは、法人市民税均等割の税率区分の基準の見直しでございます。

現行では、資本金等の額を基準といたしまして、法人市民税均等割の税率区分が定められているところでございますが、改正案では、これを原則としながらも資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合においては、資本金と資本準備金の合計額を均等割の税率区分の基準としようとするものでございます。

次に、2番の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長でございます。

固定資産税、都市計画税につきましては、現行負担調整措置という制度がございまして、これは、平成6年度から固定資産税評価額が全国一律に地価公示価格等の7割水準とするように引き上げられましたが、それによって税負担が急増しないように設けられている制度でございます。

負担調整措置によりまして、税の算出のもととなる課税標準額を調整するための割合である負担水準の高い土地につきましては、税負担の引き下げまたは据え置きを行い、負担水準の低い土地につきましては、なだらかに税負担を上昇させ、負担水準のばらつき幅を狭めていく仕組みがとられております。

平成27年度は3年ごとの評価替えの年度となりますことから、この負担調整措置の適用期間につきまして、平成24年度から平成26年度までとあります現行規定を平成27年度から平成29年度までと延長しようとするものでございます。

次に、3番の固定資産税及び都市計画税の下落修正措置の継続でございます。

これは評価替え年度の翌年度及び翌々年度につきましては、価格の据置年度とされているものでございますが、この据置年度においても地価が下落している場合には、地価の下落修正ができる特例措置がございます。

この特例措置の適用期間につきましても、平成28年度及び平成29年度について継続しようとするものでございます。

次に、4番の二輪車等に係る軽自動車税の新税率適用開始時期の延期でございます。

これは、平成26年6月定例会において御審議を賜ったものでございまして、平成27年度から新税率を適用することとされておりましたが、これを1年延期させようとするものでございます。

具体的には原動機付自転車、小型の二輪車、小型特殊自動車等に係る軽自動車税の税

率を平成27年度から引き上げることとなっておりましたところを1年延期し、平成28年度から新税率での課税を行おうとするものでございます。

次に、5番の軽自動車税のグリーン化特例でございます。

これは、平成28年度分の軽自動車税に限り適用される特例措置の創設でございます。排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた一定の基準を満たした軽四輪車につきまして、その性能に応じた特例税率を適用させようとするものでございます。

本特例措置につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車を対象となるものでございます。

また、地方税法等の一部改正に伴いまして、伊勢市市税条例等のその他条項の整備を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上が伊勢市市税条例等の一部改正案の概要でございます。

何とぞよろしく御協議のほどお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

当局の皆さんは、ここで退席をお願いいたします。

閉会 午前11時32分